

# 実質的支配者さまの確認について

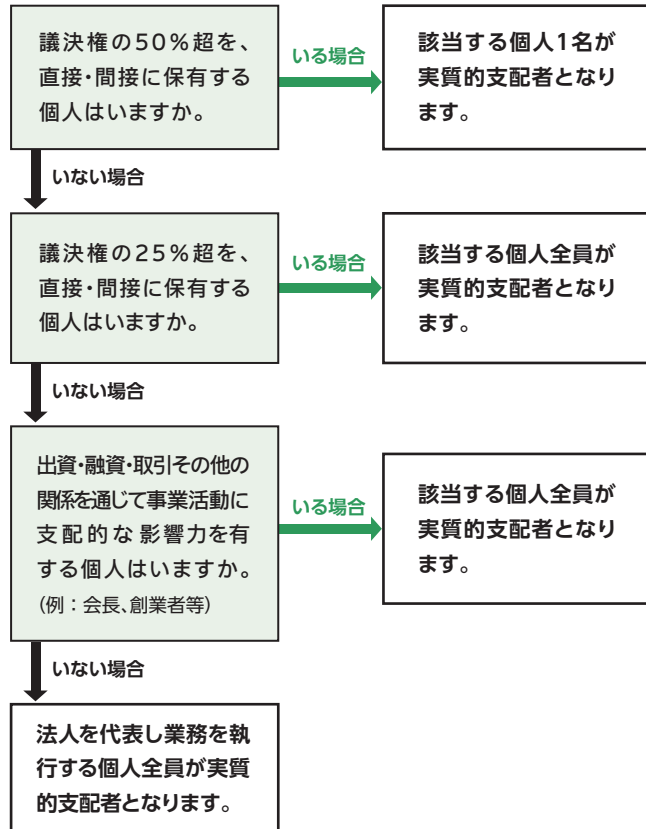
## ◆実質的支配者とは

法人のお客さまのお取引においては、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、実質的支配者の確認が必要となります。実質的支配者とは、「法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある方」をいい、当行では法人のお客さまとの所定のお取引に際し、実質的支配者である個人の方の氏名・住所・生年月日等をご申告いただいております。実質的支配者の判定方法は、法人の事業形態によって定められています。詳しくは、下記「実質的支配者の判定」をご確認ください。

## ◆実質的支配者の判定

### 資本多数決法人の場合

[株式会社、有限会社、特定目的会社、投資法人など]

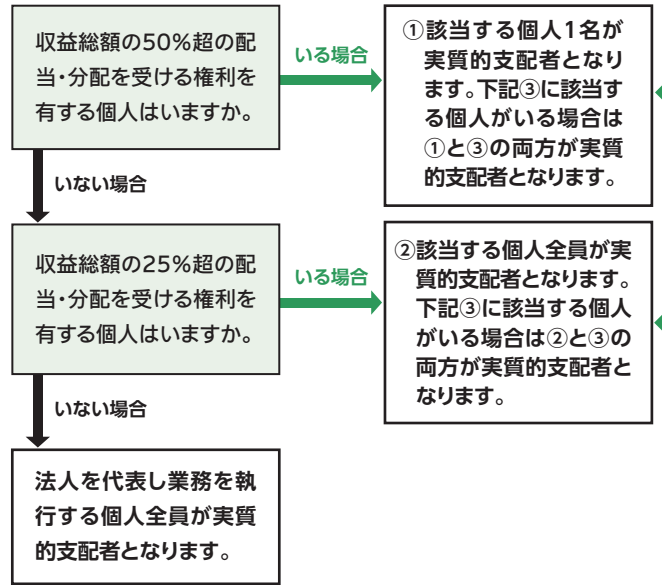


### 資本多数決法人以外の場合

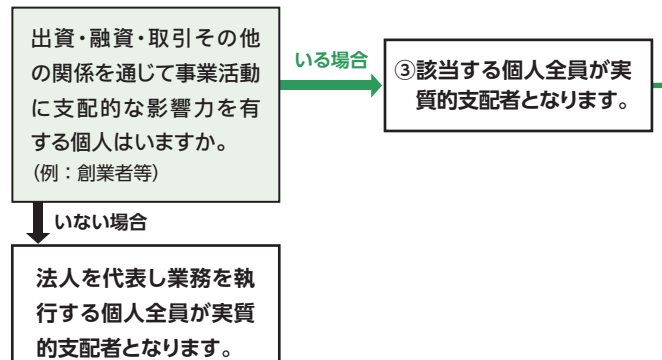
[合名/合資/合同会社、社会福祉法人、医療法人、一般社団(財団)法人など]

※パターンA・B両方で判定してください。

#### パターンA



#### パターンB

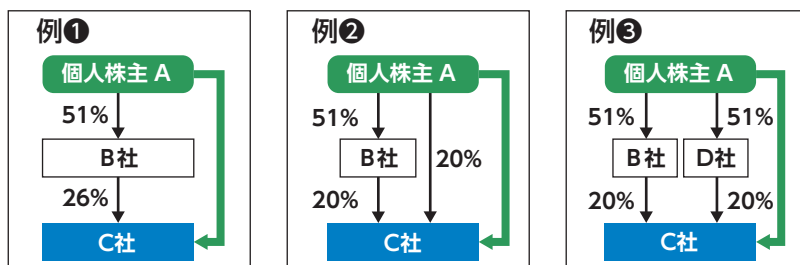


+

## ◆ご留意いただきたいこと

- ※口座名義人が「国、地方公共団体、上場会社等」の場合は、実質的支配者の確認は不要です。
- ※実質的支配者が「国、地方公共団体、上場会社等」の場合は、法人名称と本店所在地等をご申告ください。
- ※病気等により、法人のお客さまを実質的に支配する意思または能力を有していない、あるいは業務執行を行うことのできない個人の方は、実質的支配者には該当しません。
- ※間接保有とは、実質的支配者が「議決権の50%超を保有する支配法人」を通じて議決権を保有していることをいいます。

## ◆議決権間接保有の例



	例①	例②	例③
直接保有	0%	20%	0%
間接保有	26%	20%	40%
合計	26%	40%	40%

- ・【例①】50%超の議決権を保有している場合(AはB社の50%超保有)、Aは保有先(C社)の議決権を間接保有しているものとみなされます
- ・【例②】直接保有と間接保有は合算されます
- ・【例③】間接保有と間接保有は合算されます